太田市立駒形小学校

校 長 平形 公宏

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より 約 日間出席停止となりますので、医師<u>が登校可能と判断する</u>まで、学校を休ませてください。 なお、医師に<u>報告書</u>を記入していただき、登校する日に持参してください。

人	出席停止の期間
	治癒するまで
〕 重症急性呼吸器症候群	
(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
〕┃中東呼吸器症候群	
(病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る)	
〕 鳥インフルエンザ	
(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス	
であってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	
] 新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
1 インフルエンザ	発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで。
・ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性
〕 百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日间の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで。
1 広し / (はしか)	
	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経
] 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
1 周し ((ニロげしか)	過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで
	すべての発しんが痂皮化するまで
	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	<u>工安症状が有感じた後、2口で程過りるよう</u> 症状により学校医その他の医師において感染のおそれが
〕┫結核	ないと認めるまで
및 BATH V 축사용자다 V	症状により学校医等において感染のおそれがないと認め
J	られるまで
コレラ	
□ 細菌性赤痢	
] 腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において
□ 腸チフス	感染のおそれがないと認めるまで
	•
〕 流行性角結膜炎	
] 急性出血性結膜炎	

報告書

太田市立駒形小学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。

医療機関名:医師名